

平成17年2月21日

1. 核燃料サイクル機構東海再処理工場、日本原燃株式会社、仏国COGEMA社のラ・アーグUP3再処理工場、並びに英国BNFL社のTHORP再処理工場と、北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国、九州、日本原子力発電の各電力会社の間で結ばれた再処理契約締結の正確な日時。

(1) 核燃料サイクル開発機構東海再処理工場と各電力会社との契約

- 東北：1986年10月24日、1990年7月24日、1994年11月30日
- 東京：1977年10月31日、1979年7月12日、1981年1月7日、1986年9月25日、1990年7月9日、1994年12月19日
- 中部：1979年7月10日、1981年3月19日、1986年9月1日、1990年7月20日、1994年12月16日
- 関西：1977年11月18日、1979年7月10日、1981年2月20日、1986年8月29日、1990年7月2日、1994年11月28日
- 中国：1979年6月26日、1981年3月4日、1986年10月2日、1990年7月19日、1994年12月26日
- 四国：1979年7月10日、1981年3月17日、1986年8月28日、1990年7月3日、1994年12月9日
- 九州：1979年7月4日、1981年3月25日、1986年8月28日、1990年7月20日、1994年12月15日
- 日本原電：1981年1月30日、1986年9月30日、1990年7月18日、1994年11月30日

(2) 日本原燃株式会社と各電力会社（北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国、九州、日本原電）との契約

- 1997年3月3日

(3) 仏国COGEMA社のラ・アーグUP3（含むUP2）再処理工場と各電力会社との契約

- 1975年6月20日（関西）
- 1977年9月30日（北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国、九州、日本原電）

(4) 英国BNFL社のTHORP再処理工場と各電力会社との契約

- 1971年3月15日（日本原電）
- 1974年1月28日（東京）
- 1975年8月18日（日本原電）
- 1975年6月20日（東京）
- 1975年3月5日（関西）
- 1978年5月24日（北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国、九州、日本原電）

2. 英国BNFLと日本原子力発電が締結した東海発電所（ガス炉）に係る再処理契約について。

契約の正確な日時	1968年4月10日、1971年3月15日、 1975年2月24日、1980年10月21日、 1992年4月9日
再処理契約量 (tU)	1,502
再処理の料金	(注2)
再処理の期限	2002年に終了済
輸送された使用済み燃料の量 (2001年に終了済) (tU)	1,502
再処理を終了した燃料の量 (2002年に終了済) (tU)	1,502
分離されたプルトニウムの量 (2004年3月末) (注1) (t-Pu-total)	2.1
分離されたプルトニウムの用途について	プルサーマル等

注1：分離されたプルトニウムの量 (2004年3月末) 欄は、保有量

注2：経済産業大臣は、毎事業年度、使用済核燃料再処理引当金省令に基づき、再処理単価を承認している。当該承認単価は、電力会社と再処理事業者との契約で合意された再処理料金等を基に算定するものであるが、当該契約では当事者に契約内容に関する守秘義務が課せられており、通例として公にされない情報であることから、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」第5条第2号ロに該当すると認められるため、回答は差し控えさせていただきたい。

3. 東北、東京、中部、関西、中国、四国、九州、日本原子力発電の各電力会社から核燃料サイクル機構へ売却されたプルトニウムの用途について。用途別の目的、使用されるプルトニウムの量。

現在、核燃料サイクル開発機構に確認しているところ、後日別途回答いたします。

4. 核燃料サイクル機構東海再処理工場、仏国COGEMA社、並びに英国BNFL社の再処理工場において分離されたプルトニウムで、実際に核燃料に加工されたプルトニウムの量について。燃料の装荷されたまたは装荷予定の原子炉ごとに、その量。

下記以外については、現在、核燃料サイクル開発機構に確認しているところ、後日別途回答いたします。

- 東電・福島第一原子力発電所3号 : 210 (kg-Pu-total)
- 東電・柏崎刈羽原子力発電所3号 : 205 (kg-Pu-total)
- 日本原電・敦賀発電所1号 : 5 (kg-Pu-total)
- 関西・美浜発電所1号 : 48 (kg-Pu-total)

また、英国に返還されたMOX燃料のプルトニウムは、現在どこに保管され、今後どのように扱われる予定か。

関西電力(株)から聴取したところ、以下の通りとのことです。

- 返送されたMOX燃料集合体は、現在、BNFLのセラフィールド施設において適切に保管されていると聞いている。
- 当社としては、当該燃料中のプルトニウムの相当量は、いずれ欧州にてMOX燃料に再加工して、日本に持ち帰るつもりである。

5. 北海道、東北（含東通原発）、東京（含東通原発）、中部、北陸、関西、中国、四国、九州、日本原子力発電、電源開発の各電力会社の原発から発生する使用済み燃料について。六ヶ所再処理工場が順調に2006年から運転を開始した場合、2045年までに上記各電力会社で発生し、再処理工場に輸送出来ず中間貯蔵すると考えられる使用済み燃料の量は、それぞれ使用済み燃料何トンと推定されるか。

2045年までに、各電力会社でそれぞれ何トン使用済み燃料が発生するかについてデータを有していませんが、電気事業連合会から総合資源エネルギー調査会電気事業分科会コスト等検討小委員会に提出された資料における想定によれば、各原子力発電所のサイト内及び日本原燃（株）六ヶ所再処理工場に現在貯蔵されている使用済み燃料を含め、2046年度までに約6.6万トンの使用済み燃料が発生し、そのうちの約2.4万トンが中間貯蔵施設で、約1万トンが原子力発電所のサイト内で貯蔵されるとされております。

6. 電源開発は大間原子力発電所を計画中であるが、電源開発と日本原燃は、使用済み燃料の再処理契約を締結しているか、締結の予定はあるか。締結している場合は、契約の正確な日時、再処理契約量、再処理の料金、再処理の期限、分離されたプルトニウムの用途について。

電源開発（株）及び日本原燃（株）から聴取したところ、以下の通りとのことです。

- 現在、日本原燃（株）と電源開発（株）の間では、使用済み燃料の再処理契約は締結していない。
- 大間原子力発電所から発生する使用済みウラン燃料については、所要の時期までに再処理契約すべく検討をする。

* 本資料は、各電力会社の公表情報など当省で既に把握していた情報と、今回あらためて電気事業連合会を通じて各電力会社から、あるいは、個別に電力会社等から聴取した情報をとりまとめたもの。

		北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	日本原電		
1. 日本原燃(株)と各電力会社の間で結ばれている再処理契約に関して	契約日時	'97											
	再処理契約量 (tU)	296	403	3,867	927	155	1,847	409	404	1,037	655		
	再処理の料金	(注2)											
	再処理の期限	再処理開始年度を含め15年間で再処理する予定											
	既に輸送された使用済燃料の量(2004年12月末) (tU)	39	42	441	109	11	235	57	45	144	57		
2. 核燃料サイクル開発機構東海再処理工場と各電力会社の間で結ばれている再処理契約に関して	契約日時	/	'86, '90, '94	'77, '79, '81, '86, '90, '94	'79, '81, '86, '90, '94	/	'77, '79, '81, '86, '90, '94	'79, '81, '86, '90, '94			'81, '86, '90, '94		
	再処理契約量 (tU)		37	223	99		200	109	79	98	175		
	再処理の料金		(注2)										
	再処理の期限		契約に基づく役務処理運転を2005年頃に終了					契約に基づく役務処理運転を2005年頃に終了					
	輸送された使用済燃料の量 (2004年12月末) (tU)		37	223	99		200	109	79	98	175		
	再処理を終了した燃料の量 (2004年3月末) (tU)		37	210	81		168	100	78	81	169		
	分離されたプルトニウムの量 (2004年3月末) (注1) (t-Pu-total)		0.1	0.5	0.2		0.3	0.1	0.2	0.3	0.4		
	分離されたプルトニウムの使途		JNCへ売却					JNCへ売却					
3. 仏国COGEMA社のラ・アーグUP3再処理工場と各電力会社の間で結ばれている再処理契約に関して(含むUP2)	契約日時	'77					'75, '77	'77					
	再処理契約量 (tU)	12	45	630	374	23	1,350	96	115	189	111		
	再処理の料金	(注2)											
	再処理の期限	終了済											
	輸送された使用済燃料の量 (1997年に終了済) (tU)	12	45	630	374	23	1,350	96	115	189	111		
	再処理を終了した燃料の量 (2004年3月末) (tU)	12	45	630	374	23	1,350	96	115	189	111		
	分離されたプルトニウムの量 (2004年3月末) (注1) (t-Pu-total)	0.1	0.3	4.0	2.6	0.2	10.2	0.7	0.9	1.7	0.8		
分離されたプルトニウムの使途	プルスーマル等												
4. 英国BNFL社のTHORP再処理工場と各電力会社の間で結ばれている再処理契約に関して	契約日時	'78		'74, '75, '78	'78		'75, '78	'78			'71, '75, '78		
	再処理契約量 (tU)	14	45	1,244	163	20	500	95	117	186	300		
	再処理の料金	(注2)											
	再処理の期限	2006年頃までに終了する予定											
	輸送された使用済燃料の量 (1998年に終了済) (tU)	14	45	1,244	163	20	500	95	117	186	300		
	再処理を終了した燃料の量 (2004年3月末) (tU)	14	45	1,092	109	20	498	95	117	186	235		
	分離されたプルトニウムの量 (2004年3月末) (注1) (t-Pu-total)	0.0	0.0	5.8	0.9	0.0	1.8	0.3	0.9	0.9	1.5		
分離されたプルトニウムの使途	プルスーマル等												

注1. 分離されたプルトニウムの量 (2004年3月末)欄は、保有量

注2. 経済産業大臣は、毎事業年度、使用済核燃料再処理引当金省令に基づき、再処理単価を承認している。当該承認単価は、電力各社と再処理事業者との契約で合意された再処理の料金等を基に算定するものであるが、当該契約では当事者に契約内容に関する守秘義務が課せられており、通例として公にされない情報であることから、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」第5条第2号ロに該当すると認められるため、回答は差し控えていただきたい。

(参考)「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」

(行政文書の開示義務)

第五条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。
 ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

* 本資料は、各電力会社の公表情報など当省で既に把握していた情報と、電気事業連合会を通じて各電力会社から今回あらためて聴取した情報をとりまとめたもの。

			貯蔵容量 (2004年9月末) (tU)	貯蔵量 (2004年9月末) (tU)	
5. 各電力会社が運転する原発の各号機ごとの燃料貯蔵プール	北海道	泊	1号	280	150
			2号	280	150
	東北	女川原子力	1号	180	90
			2号	390	150
			3号	480	40
	東京	福島第一原子力	1号	150	40
			2号	210	70
			3号	210	60
			4号	270	130
			5号	270	150
			6号	300	140
		福島第二原子力	1号	460	250
			2号	480	330
			3号	470	250
			4号	480	300
		柏崎刈羽原子力	1号	480	310
			2号	410	250
			3号	550	220
			4号	550	230
	5号		410	240	
	6号		590	320	
	7号		590	290	
	中部	浜岡原子力	1号	130	60
			2号	310	160
			3号	540	370
			4号	540	220
	北陸	志賀原子力	1号	240	70
	関西	美浜	1号	100	50
			2号	220	140
			3号	510	120
		高浜	1号	200	90
			2号	200	90
			3号	550	390
			4号	550	400
		大飯	1号	320	210
			2号		
			3号	980	430
	4号		980	420	
	中国	島根原子力	1号	200	60
			2号	610	270
	四国	伊方	1号	140	60
			2号	180	110
			3号	830	290
	九州	玄海原子力	1号	130	50
			2号	160	90
			3号	480	260
			4号	690	310
川内原子力		1号	610	410	
		2号	480	240	
日本原電	東海第二		390	220	
	敦賀	1号	210	80	
		2号	800	450	
燃料貯蔵プール以外に原発敷地内に設置されている使用済燃料貯蔵プールまたは、乾式貯蔵施設	東京	福島第一原子力	共用燃料プール設備	1,180	710
			乾式キャスク貯蔵設備(※1)	70	80
	日本原電	東海第二	乾式キャスク貯蔵設備	160	70

※1:貯蔵量、貯蔵容量ともに体数で408体。重量については、貯蔵容量は計算値、貯蔵量は実重量であるため、数値が異なっている。

(注) 2004年末での集計は行っていないため、2004年9月末の数値とした。

* 本資料は、各電力会社の公表情報など当省で既に把握していた情報と、電気事業連合会を通じて各電力会社から今回あらためて聴取した情報をとりまとめたもの。